

## 学校法人東洋大学役員等の報酬等に関する規則

令和2年4月1日規則第40号

(趣旨)

**第1条** この規則は、学校法人東洋大学寄附行為（昭和26年3月5日施行）第29条の3及び学校法人東洋大学役員等報酬委員会規則（昭和60年10月21日施行）第5条第2項の規定に基づき、学校法人東洋大学役員等の報酬等に関し必要な事項を定める。

2 役員等のうち、在職中理事となる東洋大学学長については、別に定める東洋大学学長の給与に関する規則による。

(役員等の定義)

**第2条** この規則で役員等とは、次の者をいう。

(1) 常勤役員

ア 理事長

イ 常務理事

(2) その他の役員等

ア 理事

イ 監事

ウ 評議員会議長及び評議員会副議長

エ 総長

オ 顧問

カ 事務局長

(常勤役員の報酬)

**第3条** 常勤役員の報酬は、次のとおりとする。

(1) 本俸（年俸）

(2) 退任慰労金

(3) その他の手当

(本俸)

**第4条** 常勤役員の本俸は年額とし、その額及び支給方法は別表第1に定めるとおりとする。

(委嘱料)

**第5条** その他の役員等については、その職務を遂行するため、委嘱料として、別表第2で定めるとおり支給する。

(退任慰労金)

**第6条** 常勤役員、理事、監事及び総長が退任したときは、退任慰労金を支給する。

2 退任慰労金は、任期最終期の退任時において、任期ごとの退任慰労金を合算して支給する。

(常勤役員の退任慰労金)

**第7条** 常勤役員の退任慰労金は、別表第3に定める。

2 常勤役員が任期の途中で退任した場合は、別表第3に定める額を36で除した商に在任月数を乗じて得た金額を退任慰労金とする。

(理事、監事及び総長の退任慰労金)

**第8条** 理事、監事及び総長の退任慰労金は、別表第4に定める。

2 理事及び監事が任期の途中で退任した場合は、別表第4の基礎額（月額）に、在任月数を乗じて得た額とする。

**第9条** 削除

(通勤手当等)

**第10条** 常勤役員に対しては、原則として、通勤手当を別に定める学校法人東洋大学通勤手当支給基準（昭和58年5月26日施行）に基づいて支給する。

2 その他の役員等が職務を遂行するための交通費については、次条の規定を準用する。

(旅費)

**第11条** 役員等が出張する場合は、旅費を支給する。

2 旅費の支給は、別に定める学校法人東洋大学役員等旅費取扱内規を適用する。

(支給日及び支給方法)

**第12条** 役員等の報酬等の支給日及び支給方法は、この規則で定めるもののほか、東洋大学教職員給与規程（昭和33年7月17日施行）第3条、第28条及び第29条の規定を準用する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき額を控除して支給する。  
（計算の特例）

**第13条** 役員等が月の途中で就任又は退任したときは、当月分を含め、当月までに支給すべき報酬等の全額を支給する。

（兼務者の報酬等の取扱い）

**第14条** 役員等が他の役員等を兼ねた場合は、兼ねた役員等の報酬等は支給しない。

2 教職員が常勤役員に就任したときは、別表第1で定める常勤役員の本俸を支給することとし、教職員としての給与は、支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、教職員としての職務に対する諸手当が発生した場合は、支給する。  
（在任期間）

**第15条** 役員等の在任期間は、就任の月から退任又は任期満了の月までの年数とし、12カ月をもって1年間とする。ただし、12カ月に満たない場合は、その月数とする。

2 役員等が常勤役員及びその他の役員等の在任期間を有するときは、第7条及び第8条に区分して退任慰労金を計算する。

（改正）

**第16条** この規則の改正は、学校法人東洋大学役員等報酬委員会の発議により、理事長が評議員会の意見を聴いて理事会に提案し、理事会の議を経て理事長が行う。

#### 附 則

1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に在任する常勤役員に功労金は、支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、前期から継続して在任する常勤役員で、既に支給が承認されている功労金については、支給する。

#### 別表第1 本俸（年俸）（第4条関係）

役員名	本俸（年額）	支給方法
理事長	18,500,000円	月額 1,541,000円 （初回のみ 1,549,000円）
常務理事	17,000,000円	月額 1,416,000円 （初回のみ 1,424,000円）

#### 別表第2 委嘱料（第5条関係）

役員等名	委嘱料（年額）	支給方法	
理事	学外選出者	1,500,000円	月額 125,000円
	学内選出者	900,000円	月額 75,000円
	うち事務局長	1,320,000円	月額 110,000円
監事	1,300,000円	月額 108,000円 （初回のみ 112,000円）	
評議員会議長	150,000円	就任時に委嘱料（年額）を支給し、就任年度を除く在任期間についても、年度ごとの就任月に、委嘱料（年額）を支給する。	
評議員会副議長	100,000円		
総長	理事会において定める		
顧問	2,000,000円		

#### 別表第3 常勤役員のリ任慰労金（第7条関係）

役員名	退任慰労金（1期）	備考
理事長	9,500,000円	
常務理事	7,500,000円	

別表第4 理事、監事及び総長の退任慰労金（第8条関係）

役員等名	退任慰労金（1期）	備考
理事	90,000円	基礎額（月額）2,500円
監事	90,000円	基礎額（月額）2,500円
総長	理事会において定める	